

令和4年度 中小企業事業者の県外・海外向け
販路拡大支援事業助成金募集要項
随時募集

那覇市 経済観光部 商工農水課

令和4年6月21日改正

令和4年度
中小企業事業者の県外・海外向け販路拡大支援事業 助成金募集要項

はじめに

那覇市内の中小企業事業者の皆様が開発した商品・サービスを県外・海外への販売に対する取り組みを支援することを目的として、当該事業に係る中小企業事業者を本募集要項により募集します。

1 事業概要

市内中小企業事業者が自社で企画・開発もしくは代理店等として取り扱いをしている商品・サービスの販路拡大のため、県内外・海外の展示会・見本市・商談会等(オンラインも含む)へ参加する場合にその経費の一部を助成します。

2 助成対象者

- 那覇市中小企業振興基本条例第2条第1項で定める中小企業事業者
- 令和4年度も含めた10年度以内に、本事業の補助を3回以上受けていない中小企業事業者(沖縄の産業まつり及び参加料・出展料が30,000円以下のオンライン商談会を除く)
※天災、新型コロナウイルス感染症拡大などのやむを得ない事情により、参加予定だった展示会・見本市・商談会等が中止になった場合は、回数に含めない。
- 本事業の申請に国・県・他市町村・公益法人等の同種の助成金・補助金を併用していない中小企業事業者
- 那覇市暴力団排除条例第2条第1号の暴力団又は、同条第2号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していない中小企業者
(那覇市中小企業振興基本条例第2条第1項の抜粋)
中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
※業種、資本金又は出資額、常時使用する従業員数に関する要件は、5ページ(資料1)を参照願います。

3 応募資格 応募者は下記の要件を全て満たしていることが条件となります。

- (1) 下記「4 助成対象事業」に該当する事業の実施予定があり、事業終了後は速やかに指定の実績報告書・必要書類等の提出と実績報告後以降の商談について成果報告書の提出ができる中小企業事業者。
- (2) 本事業に関する経理事務等について、適切に処理する能力を有すること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (5) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと。
- (6) 申し込みをしようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条及び那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号)第2条に規定する暴力団及びそれ

らの利益となる活動を行うものでないこと。那覇市が警察署等に照会することについて承諾すること。

4 助成対象事業

- (1) 自社で企画・開発もしくは代理店等として取り扱いしている商品・サービスの新たな販路開拓または販路拡大するために参加する県外・海外の展示会・見本市・商談会
- (2) 県内で開催される国、県、本市が主催・共催または後援する大規模な商談会・展示会
- (3) オンライン上で行われる催事または通年開催の商談サイト等による商談会・展示会

※(1)、(3)の場合、物産展・展示即売会・小売を伴うイベント等は助成対象外。

5 助成対象経費等

■ 助成対象経費

- ① 参加料・出展料
- ② 参加・出展に係る県外・海外旅費（航空運賃及び宿泊料）
※旅費は、必要最低限度の人数及び期間とすること。
※宿泊料は、P6（資料2）宿泊料金表（上限額）参照。
- ③ 必用な宣伝材料・試供品等作成経費
- ④ 上記以外の経費であって、特に必要と認められる経費

※「4 助成対象事業 (2)」に該当する商談会・展示会に出展する場合は、「①参加料・出展料」のみの補助とする。

※通年開催のオンライン商談会の場合は、当該年度の1月末までに要した費用とする。

■ 助成対象外となる経費

- ① 那覇市の交付決定以前に支払った経費
【重要】市の補助金交付決定日以降の支払いのみが助成対象となります。
- ② 航空路線のJクラス、ビジネスクラス等の割り増し料金
- ③ 通常の飲食費用や懇親会・パーティ参加費用・手土産代・接待費
- ④ 備品とみなされるもの
- ⑤ その他、企業者等で通常経費で作成すべきもの

■ 助成率及び上限額

助成対象経費の1/2で、海外での事業実施については100万円、県内・県外での事業実施については50万円、オンラインでの事業実施については25万円を上限額とする。

ただし、県内で開催される商談会・展示会に出展する場合の助成対象経費は、参加料・出展料のみとし、通年開催のオンライン商談会については当該年度の1月末までに要した費用のみとする。

■ 交付回数

同一の中小企業事業者等に対する補助は、同一年度内（4月1日から翌年3月31日までの期間）において、1回限りとする。

6 事業の流れ

募集期間：令和4年4月6日（水）～令和5年1月31日（火）

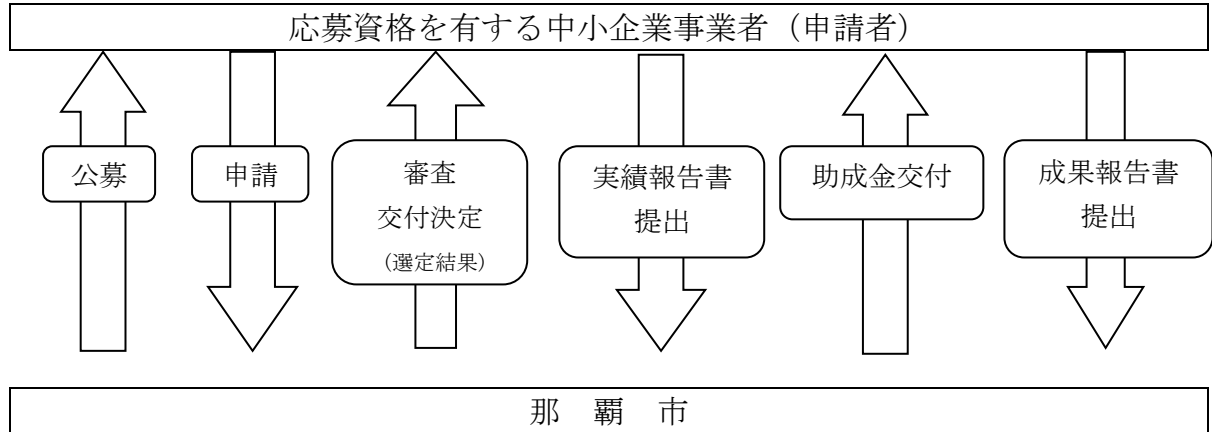
ただし、期間中でも助成額が予算額に達し次第、受付を終了します。

(1) 交付申請	<p>事業実施の1ヶ月以上前までに、申請書類及び添付書類を市（商工農水課窓口）へ提出してください。</p> <p>※交付決定後の支払い経費のみが助成の対象となりますので、参加料・出展料の支払い期限がある場合は、早めの申請をおすすめします。</p>
(2) 審査・交付決定	<p>別に定める選定委員会において、書類審査（必要な場合はヒアリングも実施）を行います。なお、審査会において追加資料が必要と判断された場合、追加書類の提出を依頼することがあります。採択の可否を決定し、「交付決定通知書」または「不交付決定通知書」を送付します（申請受付後約1ヶ月程度）。</p> <p>※選定委員会は、応募が集まり次第、随時開催します。（月1回程度）選定基準は、過去の展示会等参加実績、スケジュールや経費の妥当性、会社の営業実績等から総合的に判断します。</p>
(3) 実績報告	<p>交付決定を受けた中小企業事業者は、事業実施後、「実績報告書（第11号様式）」・「実施状況報告書（第12号様式）」・「経費実績内訳書（第13号様式）」及び添付書類（第11号様式に記載している添付書類のほか、航空運賃を経費に含む場合は搭乗証明書等）を提出してください。</p> <p>提出期限：事業実施後、概ね3週間以内、または、令和5年2月28日（火）のいずれか早い日まで。</p>
(4) 審査・交付額の確定	<p>提出された実績報告書、領収書等を精査し、適当と認められれば、助成金額を確定し、「交付確定通知書」を送付します。</p>
(5) 請求	<p>「交付確定通知書」を受け取ったら、請求書を市役所へ提出してください。</p>
(6) 助成金交付	<p>市から指定された口座へ助成額を振込みます。</p>
(7) 成果報告	<p>交付を受けた中小企業事業者は、実績報告後以降の商談について、成果報告書を提出してください。</p> <p>提出期限：令和5年12月28日（木）</p>

※留意事項

- ・書類は整い次第、早めにご提出ください。
- ・交付決定後の事業計画の変更等については、事前に市へ相談してください。
- ・交付決定通知後に事情により出展を中止する場合は、事業中止届書(第9号様式)の提出が必要となります。

(イメージ図)



7 申し込み・問合せ先

那覇市 経済観光部 商工農水課 (那覇市役所 本庁舎 6階)

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話番号 098-951-3212 (FAX番号 098-951-3213)

商工農水課メールアドレス k-syou001@city.naha.lg.jp

- 募集要項等に関するお問合せは、タイトルを「販路拡大支援事業に関する質問について」として、メールで送信してください。
- メールまたはFAXによる申請受付は行っておりません。
- 窓口は、12時～13時、土曜・日曜、祝祭日、年末年始(令和4年12月29日～令和5年1月3日)は対応しておりませんのでご了承ください。

8 提出書類 (原本1部、原本のPDFデータ1セット)

事業実施の1ヶ月前までに、申請書類等を揃えてご提出ください。

なお、申請等に係る費用は応募者の負担とし、提出された書類や資料は返却いたしません。

各書類は1部単位でA4フラットファイルに綴り、書類毎にタブを貼付してください。

原本を綴ったファイル1冊、原本のPDFデータ (CD、DVD-ROM等。USB不可) を直接窓口または郵送にて提出してください。

【提出書類】

- ① 第1号様式 助成金交付申請書
- ② 第2号様式 誓約書
- ③ 第3号様式 会社概要書
- ④ 第4号様式 事業概要書

- ⑤ 第5号様式 助成対象経費内訳書
 - ※宿泊料については、6ページ宿泊料金表の上限額をご確認のうえ、記入例に従い記入してください。
 - ※経費はすべて、税抜き金額で記入してください。
- ⑥ 第6号様式 過去の県外・海外における展示会・見本市等の参加実績
- ⑦ 定款等の写し
 - 法人 ※原本証明をすること
 - 個人事業主 個人事業の開業等届出書または事業開始等 届出書(写)
- ⑧ 直近1ヵ年の決算書：損益計算書、貸借対照表
 - ※個人事業主：直近1ヵ年の確定申告書(写)、収支内訳書(写)
- ⑨ 履歴事項全部証明書 ※法人のみ(3ヵ月以内に発行されたもの)
 - 営業証明書 ※個人企業や本社が市外にあり、支店や事業所が市内にある場合等
- ⑩ 市税納税証明書(税額表示なし。1ヵ月以内に発行されたもの)
- ⑪ 展示予定の商品・サービスのパンフレット等商品内容がわかるもの
 - ※商品内容についての効果効能等を表示している場合は、第三者機関からの調査報告書等、科学的根拠となる資料を提出すること。
- ⑫ 参加する展示会等の開催案内資料
- ⑬ 助成対象経費の見積書(経費算定の根拠となる資料等)

9 選定審査対象除外

次の要件に該当する場合は、選定審査の対象から除外します。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) この要項に違反又は著しく逸脱したとき。
- (3) 提出期限までに、必要な書類等が揃っていないとき。
- (4) その他不正行為があったとき。

(資料1)

主たる事業として営む業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金又は 出資総額	常時使用する 従業員数
1 製造業、建設業、運輸業その他業種(2から7までの業種を除く)	3億円	300人
2 卸売業	1億円	100人
3 サービス業(6及び7の業種を除く)	5千万円	100人
4 小売業	5千万円	50人
5 ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円	900人
6 ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
7 旅館業	5千万円	200人

(資料2) 宿泊料金表

	海 外	上限額
指定都市	シンガポール／ロスアンゼルス／ニューヨーク／サンフランシスコ／ワシントン／ジュネーブ／ロンドン／モスクワ／パリ／アブダビ（ア首連）／ジッタ（サウジアラビア）／クウェート／リアド（サウジアラビア）／アビジャン（コートジボワール）	19,300円
甲地方	北アメリカ／ハワイ／グアム／（西）ヨーロッパ／中近東地域	16,100円
乙地方	それ以外	12,900円
丙地方	中国／インド／メキシコ／南米／アフリカ	11,600円

	県 外	上限額
甲地方	東京都／大阪市／名古屋市／横浜市／京都市／神戸市／北九州市／札幌市／川崎市／福岡市／広島市／仙台市／千葉市／さいたま市／相模原市／堺市	10,900円
乙地方	その他の地方	9,800円

※見積額（見積書要提出）と該当する地域の上限額とを比較して金額が低いほうを申請してください。実績額が申請額を上回ったときは、申請額が上限となります。